

早川町・身延町・南部町医療事務組合不当要求行為等対策要綱

(令和7年9月1日訓令第4号)

(目的)

第1条 この訓令は、組合の業務に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的行為(以下「不当要求行為等」という。)に対し、組織として取組むことにより、不当要求行為等に適切に対処し、職員の安全と業務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とし、この訓令に定める事項のほか必要な事項は、身延町不当要求行為等対策要綱(平成18年身延町訓令第14号。以下「身延町訓令」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第2条 前条の規定による身延町訓令の読替えは、身延町訓令中「町長」及び「町長その他の任命権者」とあるのは「管理者」と、「各所属」及び「総務課」とあるのは「事務局」と、「各所属長」及び「総務課長」とあるのは「局長」とそれぞれ読替える。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は局長をもって充て、委員は職員をもって充てる。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。